読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十三条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿

（新投資口予約権証券等に関する読替え）

第七十七条の三　法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権証券について会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十八条第一項及び第二項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

2　法第八十八条の八第四項の規定において新投資口予約権について会社法第二百五十九条及び第二百六十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百五十九条第一項	新株予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項（投資法人法第八十八条の五第一項各号に定める事項をいう。以下同じ。）
	新株予約権原簿に	新投資口予約権原簿に
第二百五十九条第二項	自己新株予約権	自己新投資口予約権
	無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権	無記名新投資口予約権
第二百六十条第一項	株式会社を除く。以下この節において「新株予約権取得者」という	投資法人を除く
	新株予約権原簿記載事項	新投資口予約権原簿記載事項
	新株予約権原簿に	新投資口予約権原簿に
第二百六十条第二項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十条第三項	無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権	無記名新投資口予約権

（新投資口予約権の質入れに関する読替え）

第七十七条の四　法第八十八条の八第五項の規定において新投資口予約権の質入れについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百六十七条第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十八条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百六十八条第二項	新株予約権	新投資口予約権
	株式会社	投資法人
第二百六十八条第四項	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権
第二百六十九条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百七十条第一項	新株予約権	新投資口予約権
	株式会社	投資法人
第二百七十一条第一項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百七十二条第二項及び第三項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
第二百七十二条第二項	登録新株予約権質権者	登録新投資口予約権質権者
	無記名新株予約権及び無記名新株予約権付社債に付された新株予約権	無記名新投資口予約権
第二百七十二条第三項	新株予約権原簿	新投資口予約権原簿
第二百七十二条第四項	新株予約権	新投資口予約権
	株券発行会社	投資法人
第二百七十四条第一項	新株予約権	新投資口予約権
	六箇月以内（公開会社でない株式会社にあっては、新株予約権の発行の効力が生じた日から一年以内）	六箇月以内
	金額又は給付を受けた財産の給付の時における価額に相当する金銭	金額に相当する金銭
第八百四十二条第一項	新株予約権	新投資口予約権

（新投資口予約権証券に関する読替え）

第七十七条の五　法第八十八条の二十一第二項の規定において新投資口予約権証券について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百八十九条第二号及び第二百九十条	証券発行新株予約権	証券発行新投資口予約権

（新投資口予約権証券を提出することができない者があるときに関する読替え）

第七十七条の六　法第八十八条の二十二第四項の規定において新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて会社法第二百二十条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百二十条第一項及び第二項	株券発行会社	投資法人

（新投資口予約権の発行の無効の訴え等に関する読替え）

第七十七条の七　法第八十八条の二十三第一項の規定において新投資口予約権の発行の無効の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百二十八条第一項第四号	新株予約権（当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合にあっては、当該新株予約権付社債についての社債を含む。以下この章において同じ。）	新投資口予約権